

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年11月29日（平成28年（行情）諮問第697号）

答申日：平成29年5月29日（平成29年度（行情）答申第70号）

事件名：特定の印紙税納付計器について特定法人が国税庁長官へ提出した指定申請書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定法人Aの印紙税納付計器の購入先・特定法人B（特定所在地）が特定法人Aへ販売した「特定印紙税納付計器」について、その製造者、あるいは、その販売者（特定法人B）が国税庁長官へ提出した指定申請書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月27日付け課消5-3により国税庁長官（以下「処分庁」、「諮問庁」又は「国税庁長官」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

印紙税法施行令7条3項「計器の名称、型式、構造及び機能を告示することにより行うものとする。」において、計器の詳細な構造の告示は企業秘密の暴露となる。

「別紙」（本件対象文書の別紙と思われる。）のように製造者による計器の構造の詳細な緻密な公示は、企業秘密の露呈となりかねないので、競争上の地位を脅かす製造者の緻密な告示はあり得ない。

計器を購入し、設置承認を受けた者であれば、計器購入者に配布される説明書に記載ある構造の告示であれば、一般に開示された計器の構造であり、企業の機密の問題は生じない。

印紙税法10条1項の印紙税納付計器の使用の特例を享受する課税文書の作成者の告示は、「印紙税納付計器を使用した印紙税課税文書が、真正文書である」と国税庁長官の承認となって、印面のみを使用した本件偽造保険証券のような事件の発生が抑制される。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、平成28年7月27日付け課消5-3により、本件対象文書についてその一部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

なお、本件対象文書について審査請求人（開示請求者）に、平成28年8月22日に開示の実施を行ったが、審査請求人（開示請求者）より提出された同月16日付け「行政文書の開示の実施方法等申出書」に記載の行政文書とは異なる文書を送付していたため、同年11月16日に、改めて本件対象文書を送付した。

2 原処分の妥当性について

(1) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、本件対象文書のうち、「（印紙税納付計器指定申請書の）別紙のように製造者による計器の構造の詳細な緻密な公示は、企業秘密の露呈となりかねないので、競争上の地位を脅かす製造者の緻密な告示はあり得ない。」と主張する。

国税庁告示において告示される内容のうち、構造に係るものについては、印紙税納付計器の図面及び当該図面に示した「イ 印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押す箇所」、「ロ 表示した印紙税額に相当する金額の累計額が表れる箇所」及び「ハ 印紙税額に相当する金額の総額を限度として必要な措置を講ずる箇所」のみである。

審査請求人は本件対象文書に記載されている計器の構造と同様の構造が告示されると主張していると思料するが、本件対象文書に記載されている内容の全てが告示されるものではなく、本件対象文書の内容と告示された内容は同一ではない。

イ また、審査請求人は、「計器を購入し、設置承認を受けた者であれば、計器購入者に配布される説明書に記載ある構造の告示であれば、一般に開示された計器の構造であり、企業の機密の問題は生じない。」と主張するが、印紙税納付計器製造者から購入者にどのような説明書が配布されるかについて、国税庁が知り得るような法の規定はなく、また、説明書の内容について確認することはできなかった。

ウ したがって、本件対象文書のうち、印紙税納付計器指定申請書の別紙については、告示とは同様のものではなく、製造者が印紙税法施行

令7条1項に基づき、申請書とともに国税庁長官に提出したものであると認められる。

(2) 本件対象文書の不開示部分について

本件対象文書は、平成5年12月21日国税庁告示第7号により告示されている「特定印紙税納付計器」に係る印紙税法施行令7条1項に基づく申請書である。

本件対象文書の不開示部分については、本件対象文書に表示されている特定法人B及び同法人代表者の印影は、文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものと認められ、これを公にすることにより、当該印影が偽造されて悪用されるなどして、当該特定法人Bの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、法5条2号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

また、本件対象文書の一部を構成する印紙税納付計器指定申請書の別紙の各表題を除く箇所については、印紙税納付計器の詳細な機能や構造について記載されており、その内容が一般に公にされているとは認められない。したがって、当該部分が公にされると、当該特定法人Bの事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、当該特定法人Bの競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、法5条2号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

3 結論

以上のことから、本件対象文書については、製造者が印紙税法施行令7条1項に基づき国税庁長官に提出したものであり、不開示部分についても、法5条2号イに該当すると認められるため、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月15日 審議
- ④ 平成29年5月17日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書等について

(1) 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書のうち、①特定法人B及び同法人代表者の印影並びに②印紙税納付計器指定申請書の別紙の各表題を除く部分（以下、併せて「本件不開示部分」という。）を法5条2号イの不開示情報に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行い、諮問庁も原処分を妥当としている。

これに対する審査請求人の審査請求の理由は必ずしも判然としないが、その趣旨は、本件不開示部分は不開示情報に該当しないとして、原処分
の取消しを求めるといふものであると解される。

- (2) なお、諮問庁は、理由説明書（上記第3の1）において、本件対象文書の開示の実施に当たり、当初、本件対象文書とは別の文書を送付した旨を説明していることから、その経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書の開示の実施は、開示請求者（審査請求人）が開示を求める「型式が特定X型に係る印紙税納付計器指定申請書」について行うべきところ、誤って、本件対象文書と同じ行政文書ファイルに編てつされ保存されていた「型式が特定Y型に係る印紙税納付計器指定申請書」について行ったとのことであった。

まず、当審査会において確認したところ、原処分の開示決定通知書の記載内容に誤りはなく、原処分の有効性に特段問題はない。

また、本件審査請求の後ではあるが、本件対象文書の開示が正しく実施され、上記の誤りは是正されており、かつ、審査請求人としても、開示の実施に誤りがあつたことを踏まえて、審査請求の趣旨及び理由を修正又は補充する機会は十分あつたのであるから、本件審査請求の趣旨を上記（1）のように解した上で、これについて調査審議を行うことを控えるべき事情は存しない。

- (3) そこで、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 特定法人B及び同法人代表者の印影について

当審査会事務局職員をして特定法人Bに関係するウェブサイトを確認させたところ、特定法人Bは商号変更を経て現在も事業継続中であるが、本件の特定印紙税納付計器（以下「本件計器」という。）に係る事業は、本件計器の指定申請書（本件対象文書）の受理後に、特定法人Cに譲渡されているものと認められた。

そして、当該不開示部分は、いずれも国税庁長官に提出された本件対象文書が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであるから、これを公にすることにより、印影が偽造されるなどして、なお特定法人B又は特定法人Cの正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 上記（1）以外の不開示部分について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該不開示部分には、印紙税法施行令7条1項の規定に基づき、特定法人Bが国税庁長官

の指定を受けようとする本件計器の構造や機能，操作方法等が文章又は図により説明されていることが認められる。

ア 別紙の番号1ないし3に掲げる部分について

当該不開示部分には，本件計器の仕様，外觀図及び外觀上の部位の名称が記載されていることが認められる。

これらの記載は，印紙税法施行令7条3項に規定する告示において明らかとされている情報と同一若しくは同質のもの又は同種の製品に関して特定法人Cのウェブサイト上で現在公表されている情報と同質のものであると認められ，これらを公にしたからといって，特定法人B，特定法人C又は本件計器の製造業者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず，法5条2号イに該当しないから，開示すべきである。

イ 上記ア以外の部分について

当該不開示部分は，本件計器の構造や機能，操作方法等の詳細な記載であり，これらの記載は，公にされているものとは認められず，本件計器の製造業者における本件計器の構造や機能等に関するアイデアやノウハウが含まれているものと認められる。本件計器が国税庁長官の指定を受けてから既に20年以上が経過しているが，当該不開示部分を公にすると，競合する他の業者等により，当該アイデアやノウハウを模倣，流用等されるおそれは否定できず，なお本件計器の製造業者又は特定法人Cの権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることと認められることから，法5条2号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件においては，上記1（2）のとおり，開示の実施に誤りがあったものであり，今後，諮問庁においては，手続をより一層，適正，的確かつ慎重に行うよう留意されたい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については，別紙に掲げる部分以外の部分は，同号イに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であるが，別紙に掲げる部分は，同号イに該当せず，開示すべきであると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙（開示すべき部分）

番号	枚目	開示すべき部分
1	9	不開示とした部分の全部
2	10	不開示とした部分の全部
3	11	不開示とした部分の全部